

## 十日町市監査委員公表第5号

地方自治法第199条第4項の規定による定期監査を十日町市監査基準に準拠して実施したので、同条第9項の規定により、その結果に関する報告を次のとおり公表します。

令和3年3月1日

十日町市監査委員 水落 雅史

十日町市監査委員 宮澤 幸子

### 第3回 監査結果報告

- 1 監査の種類 定期監査（地方自治法第199条第4項による監査）
- 2 監査の対象 福祉課、子育て支援課・川西支所市民課、健康づくり推進課、医療介護課、市民生活課
- 3 監査対象年度 令和2年度（一部過年度分を含む）
- 4 監査の実施期間 令和2年11月30日から令和3年1月28日まで
- 5 監査の実施場所 十日町市役所 監査委員事務局及び第2委員会室

#### 6 監査の方法

財務に関する事務が、法令等の定めるところにより適正に執行されているかを基本とし、公正で合理的かつ効率的な事務運営が行われているかに留意し実施した。監査は、あらかじめ指定した様式により提出された資料に基づく監査と併せて、必要により事業を指定し関係職員の説明を求めて行った。

#### 7 監査の結果

事務事業の執行は、おおむね適正に行われていたが、一部において改善や検討すべき事項が認められた。

なお、軽微な事項については、関係職員からの説明聴取時に指摘したため記述を省略し、次の内容を各所属への意見とする。

## (1) 福祉課

### ① 指定事業

「高齢者緊急通報システム貸与事業」

### ② 意見

- ・サービスも手厚く非常に有用な内容の事業である。必要な人に対してサービスが行き届くよう十分な周知を図るとともに、今後も民生委員や関係者と協力・連携し事業を進められたい。
- ・緊急通報の実効性を保つためにも、課題である協力員の確保についてより良い方法を検討いただき、更なる利用者の拡大に努められたい。

## (2) 子育て支援課・川西支所市民課

### ① 指定事業

「放課後児童健全育成事業（国県補助）」

### ② 意見

- ・利用料の未収金については、利用者には負担と利用の公平性を強く求めていくことが重要であり、サービスを提供している主管課の責務として、早期に未収金が解消されるよう今後も粘り強く回収に努められたい。
- ・利用の直前のキャンセルについては、放課後児童クラブの運営に影響もあることから、キャンセルの申出期限の前倒しや利用申請の厳格化などを講じ、放課後児童クラブの適正な運営に努められたい。

## (3) 健康づくり推進課

### ① 指定事業

「24時間電話健康相談事業」

「ピロリ菌抗体検査事業」

### ② 意見

- ・24時間電話健康相談事業については、相談の内容にもよるが、オンラインによる画像等での相談が可能となると、よりの確なアドバイス等につながる可能性もあることから、相談方法の選択肢の一つとして今後検討されたい。
- ・ピロリ菌抗体検査事業については、市の検査以外で既に検査や除菌が済んでいる方を把握することで、検査の案内が必要な方にだけ届くような仕組みを検討いただきたい。

- ・ 予防対策において、健康診査や各種がん検診の受診率を高めていくことは非常に重要であることから、当市独自の検査の実施が、今後の受診率向上につながることを期待する。

#### (4) 医療介護課

##### ① 指定事業

「認知症予防教室事業」

「看護学生支援事業」

##### ② 意見

- ・ 認知症予防教室については、地域の高齢者団体等と協力・連携するなど周知方法を工夫して教室参加者の増加を図り、認知症の予防と早期発見に引き続き取り組んでいただきたい。

また、現在は新型コロナウイルス感染症の影響により、通常の実業実施が困難となっているが、今後も事業を実施する際は、感染症対策を徹底したうえで、無理なく継続して教室に参加できるよう、実施内容の効果を検証しながら取り組まれない。

- ・ 看護学生支援事業については、通学費補助の対象者が現在は1学年時のみとなっている。当市に限らず、看護師の人材確保は非常に厳しい状況にあることから、事業の目的でもある学生の支援と将来の看護師確保のためにも、対象学年の見直しについて検討されたい。

#### (5) 市民生活課

##### ① 指定事業

「市民法律相談所設置事業」

##### ② 意見

- ・ 非常に利用率の高い事業である。しかし、予約実績の割合 91.89%に対し、相談実績は 85.40%まで下がっている（令和2年12月時点）。理由としては、急なキャンセルによるものとの説明であった。相談機会が有効に活用され、真に必要な方が相談できるよう、キャンセル対策を講じられたい。

- ・ 1枠の相談時間が30分間と限られていることから、相談者がより効率的に相談が行えるよう、相談時の注意点等を事前に相談者に対して案内いただくよう配慮されたい。また、相談内容によっては、市で行っている他の相談事業を勧めることも検討されたい。